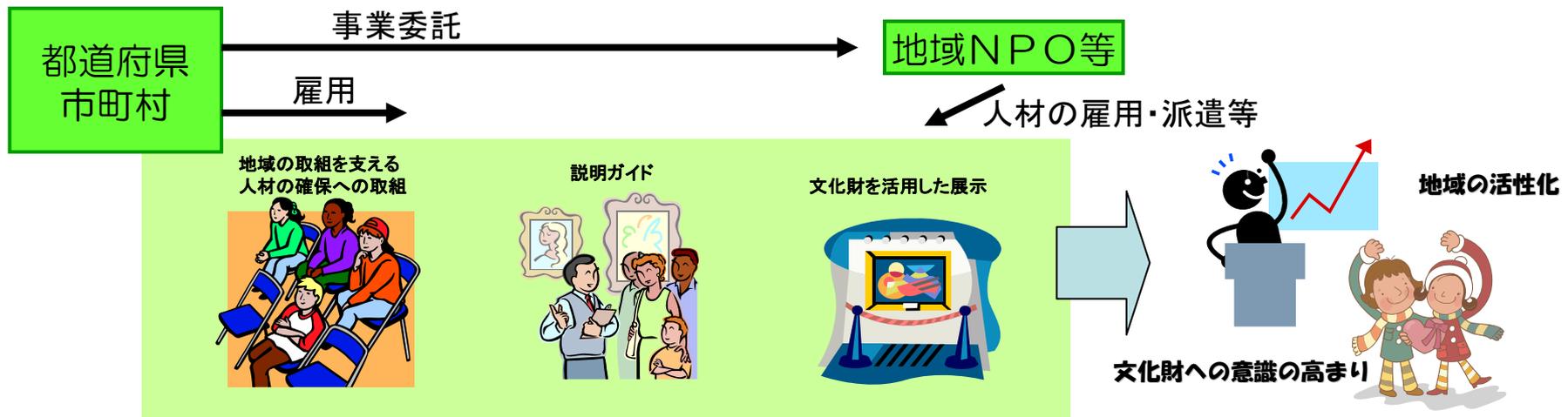


地域の文化財や歴史的まちなみを活用したまちづくり

ポイント

- 平成20年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行され、「まちづくり行政」と「文化財保護行政」の連携により、「まちづくり行政」と「文化財保護行政」の連携により、「歴史的風致」を維持向上する取組が全国において進められている。
- 本事業はNPO等を活用し、ソフトの面から「地域の文化財」や「歴史的まちなみ」を活用したまちづくりの促進を図るものである。（以下例）
 - ・ 説明ガイドの配置による文化財への理解の増進
 - ・ 文化財としての「建造物」だけではなく、建造物を活用した展示会やコンサートなどの開催
 - ・ 地域の取組を支える人材の確保に向けたセミナーなどの開催



緊急雇用の創出と併せて、
地域の文化の魅力を分かりやすく伝えることで地域の活性化が期待